地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用

熊本地震等に伴う震災関連等工事の本格化に伴い、被災地域では労働者の不足が生じる恐れがあり、工事箇所近隣だけでは労働者を確保できず、遠隔地から労働者を確保せざるを得ない場合に「労働者の宿泊に要する費用」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」等（以下「労働者確保に要する間接費」という。）について、現行の積算基準により算出した労働者確保に要する間接費と乖離が生じる可能性があることから、受注者の支出実績を踏まえて共通仮設費及び現場管理費を設計変更することについて、必要な事項を定める。

１　対象工事

「間接費の設計変更の運用」の対象となる工事は、次の工事とする。

（１）　宇城市が発注する工事（営繕工事を除く）であること。

（２）　令和８年９月１６日以降の施行伺い決裁分の工事であること。

２　事前協議

（１）　受注者は、「労働者確保に要する間接費」の設計変更を請求する場合は、別添（様式１）「「労働者確保に要する間接費」に関する事前協議書」により発注者と協議する。

（２）　発注者は、２（１）に規定する事前協議があったときは、その内容の確認・検討を行い、５（１）に規定する通知を行うこととする。

３　対象となる間接費

「間接費の設計変更の運用」の対象となる労働者確保に要する間接費は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「設計変更対象費」という。）とする。

共通仮設費のうち営繕費　　：宿泊費、借上費、労働者送迎費

現場管理費のうち労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

共通仮設費（営繕費）	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む）
現場管理費（労務管理費）	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事等（事業負担分）、食事補助費 ・交通費 宿舎から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

４　特記仕様書への記載

対象工事については、次の例を参考に特記仕様書に明示する。

（労働者確保に要する間接費の設計変更について）

第〇〇条　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「設計変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方法に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、設計変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する工事である。

・営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

５　事前協議に伴う設計変更対象費の通知

（１）　発注者は、２（１）に基づく事前協議が行われた場合は、当初設計時における「間接費の設計変更の運用」により設計変更対象費から控除する間接費率計上額を受注者に通知すること。（様式⑤-1）

（２）　受注者は、「労働者確保に要する間接費」の設計変更を請求する場合は、設計変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。（なお、実績報告書及び証明書類の提出期限は協議のうえ決定する。）（様式⑤-2）

６　積算について

（１）　最終（精算）変更における「間接費の設計変更」の積算

次式により算出した「設計変更対象費（積上）」を、共通仮設費、現場管理費に積上げ計上し、設計変更するものとする。

設計変更対象費（積上）　＝支出実績額(※1)－間接費率計上額(※2)

※1 支出実績額

=労働者確保にかかる実績報告額（様式 2）の額（ただし、証明書類において確認された費用（税抜き）。）

※2 間接費率計上額（小数点以下切捨て）

=「積算基準により算出した共通仮設費（率分）又は現場管理費」×設計変更対象費の割合（本基準 8）

「支出実績額」は、共通仮設費と現場管理費毎に算出する。

「支出実績額」が、「間接費率計上額」を超過しなかった場合、「設計変更対象費（積上）」による設計変更は行わない。（積算基準により共通仮設費、現場管理費を算出する。）

【算出例】

○ 「共通仮設費」の「設計変更対象費（積上）」の額の算出

費　目	金　額	備考
支出実績額（共通仮設費分）	3,000,000 円	（①）
間接費率計上額（共通仮設費分）	2,000,000 円	（②）
設計変更対象費（積上）（共通仮設費分）	1,000,000 円	※（③）=①－②

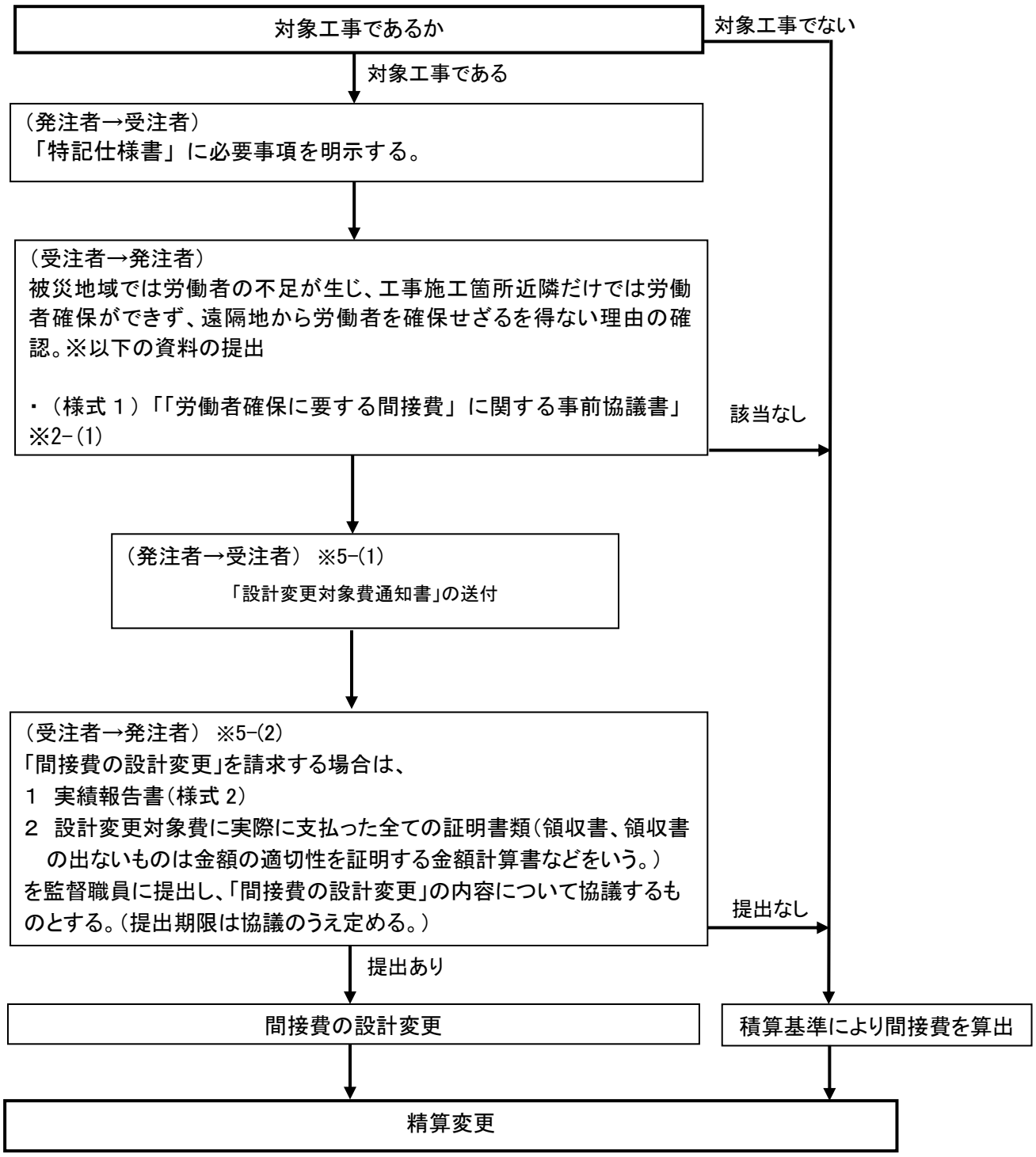
※　設計変更対象費（積上）（共通仮設費分）がﾏｲﾅｽとなった場合、設計変更対象費の積上による設計変更は行わない。（積算基準により共通仮設費を算出する。 ）

○ 「現場管理費」の「設計変更対象費（積上）」の額の算出

費　目	金　額	備考
支出実績額（現場管理費分）	2,000,000 円	（①）
間接費率計上額（現場管理費分）	1,500,000 円	（②）
設計変更対象費（積上）（現場管理費分）	500,000 円	※（③）=①－②

※　設計変更対象費（積上）（現場管理費分）がﾏｲﾅｽとなった場合、設計変更対象費の積上による設計変更は行わない。（積算基準により現場管理費を算出する。 ）

【労働者確保に要する間接費の設計変更フロー】



7　設計変更対象費について

（１）　対象

ア　工事施工箇所から、「労働者（※１）」を雇用し、「労働者」の派遣元となる（下請け次数は問わない）本社若しくは支店の所在地までの労働者輸送距離が３０㎞（あるいは輸送時間が６０分）以上であること。

イ　設計変更対象費の対象は、「労働者（※1）」とする。（「社員等従業員（※2）」は対象外）

（※1）労働者とは、

・直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。（普通作業員、世話役、重

機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工、交通誘導警備員）

（※2）社員等従業員とは、

・元請企業が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例　現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）

・特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例　夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）

（２）　借上げ費

ア　別紙様式①に取りまとめ、賃貸契約に係る契約書の写し、借上げに要した**領収書（税抜き額が確認できるもの）（※3）**を添付すること。

イ　賃貸契約に記載されている敷金、礼金その他賃貸契約に係る費用等（税抜き額が確認できるもの）を含めるものとする。

（３）　宿泊費

ア　宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。

イ　別紙様式②に取りまとめ、**領収書（税抜き額が確認できるもの）（※3）**を添付すること。

ウ　領収書は、宿泊した労働者毎に提出すること。

エ　宿泊費（１泊当り、税抜き額が確認できるもの）の上限は以下のとおりとする。

・３０日未満　　→　７，２００円

・３０日以上６０日未満→　６，４８０円

・６０日以上　　→　５，７６０円

オ　宿泊費の妥当性が認められた場合は７(3)ｴの上限額によらないものとすること。

（妥当性を証明する資料を添付すること。）

（４）　労働者送迎費

ア　リース等のマイクロバスを手配して受注者の本社若しくは支店から現場までの労働者を送迎した費を対象とすること。

イ　計上する費用は、運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料等とすること。

ウ　別紙様式③及び様式③－１に取りまとめ、車両燃料等に係る**領収書（税抜き額が確認できるもの）（※3）**を添付すること。

エ　会社が運転手に支給した賃金等が把握できる**調書等（受領書等）の写し（※4）**を添付すること。

オ　自社のマイクロバス等を使用した場合は下記のとおりとする。

〔車賃（ガソリン代含む）〕

・１台当り　・・・・**３７円／ｋｍ**

（５）　労働者の「赴任手当て」、「帰省旅費」

ア　別紙様式④－１に取りまとめ、会社が労働者に支給した額が把握できる**調書等（受領書等）の写し（※4）**を添付すること

イ　労働者を雇用する会社及び支店の所在地が分かる資料を添付すること

（６）　早出、残業費の食事費及び食事補助費

ア　別紙様式④－２に取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる**調書等（受領**

書等）の写し（※4）及び食事に要した**領収書等（税抜き額が確認できるもの）（※3）**を添付すること。

イ　所定労働時間を越える作業をする場合において適用となる。

〔適用となるケース〕

・当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を越える作業であると明記されている工事

・協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合

（８）　通勤等に要する費用

ア　車両による通勤費用については、上記**〔車賃（ガソリン代含む）〕の単価に宿舎から現場、あるいは現場から現場までの距離を乗じて算出し別紙④－3に取りまとめて報告すること。**

イ　通勤等に要する費用は下記のみ対象となる。

・宿舎から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される費用

・労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる費用

（※3）証明書類として提出する領収書は、コピーを可能とする。

（※4）労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料又は、賃金及び手当を銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳を含む）の写しとする。